

平成 26 年度 松山市廃棄物処理施設審議会

第 1 回 原因者責任検討部会議事要旨

- (1) ㈱レッグ等関係者については、廃棄物処理法違反による刑事告発に至ったことで一定の成果が見られたものの、引き続きあらゆる手段を用いて責任追及等を行うこと。
- (2) 排出事業者及び収集運搬業者については、廃棄物処理法上の違反状況を踏まえて調査を進め、責任追及等を実施していくこと。
- (3) 土地所有者については、不適正処理への関与があったかどうか等の調査を進めること。
- (4) 対策工事に伴う土地利用については、市の定めた方針が妥当であること。
- (5) 再発防止策については、昨年度策定した許可業者に対する「立入検査マニュアル」に沿って、違反の状態を是正させるなどの立入指導等を実施できしており、今後も継続することで再発防止に努めること。

※ 公開の判断の理由（松山市情報公開条例第 7 条第 2 号及び第 4 号）

本部会においては、特定の個人や法人の不利益情報が含まれ、また、公開することにより、今後、原因者等への責任追及等を実施する際に支障が生じると認められるため、それらの情報を除いた情報を公開する。